幌延町教育委員会事務局の移転のあ知らせ

行う窓口業務 🛛 🛣 5-1321

幌延

する

С

FA

今ま

平成19年11月1日休から幌延町 教育委員会事務局の一部を「幌延 町公民館」から「幌延町役場」に 移転します。

これに伴い、各種手続き等の受 付窓口が、下記のとおり変更とな りますので、町民の皆さんのご理 解とご協力をお願いいたします。

町役場に移転 ○窓口業務 ✿ 5-1111 AX 5-1749	 総務学校グループ 教育行政全般に関するお問い合わせ 児童・生徒の入学手続きや奨学金など学校教育に関するお問い合わせ 学校開放に関するお問い合わせ 社会教育グループ 社会教育全般に関するお問い合わせ 	
でどおり幌延町公民館で		●社会教育施設の使用・利用に関する手続き、お問

い合わせ

『きこえるよ 耳をすませば

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に 危険をおよぼす ような行為を することです。

性的虐待

000

子どもにわいせつな行為 をすること、させること です。



クト(養育の怠慢・拒否)

マと もの心身の健やかな発達をそこな うなどの不適切な養育、監護の怠慢、 あるいは子どもの安全に対する重大な

不注意や無関心をいいます。 保護者以外の同居 人の虐待行為を放 置した場合も含ま れます。





理的虐待

言葉によるおどかしや拒否的 態度などで子どもの心を傷つ ける行為のことです。 子どもの目の前で配偶者への 暴力が行われることも含まれ

ます。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

心のさけび

国民一人ひとりに児童虐待問題への関心と理解を一層深 めてもらうため、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め ています。

核家族化の進行や地域の子育て機能の低下などにより、 養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児 童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどり、社会全体 で早急に解決すべき重要な課題となっています。

社会から児童虐待をなくすためには、「他の子どもだか ら」と無関心でいるのでなく、少しでも気になることがあ れば、迷わず関係機関へ通告しましょう。法律で虐待を受 けたと思われる児童を発見した場合には通告することが義 務付けられ、通告義務は法律で守秘義務より優先され、違 反に問われることはありません。

次のような行為を見かけた、又はこのような行為を受け たと思われる児童を発見したときは、幌延町、旭川児童相 談所、留萌支庁保健福祉事務所、又は警察署などに通告・ 相談してください。

なお、通告者の氏名等については、法律の規定により、 明かしてはならないことになっていますので、ご安心くだ さい。

■子どもに関する相談・通告先

- ●町民課保健福祉グループ (児童福祉サービス、虐待など) …………… 25-1111
- ●保健センター (母子保健、子育て、発育など) …………… ☎5-1790
- ●中央保育所(保育所、子育てなど) ………… 25-1254
- ●教育委員会(不登校、いじめ、非行など) …… ☎5-1321
- ●留萌保健福祉事務所子ども保健推進課 (11月1日からは5-1111) 留萌市住之江町2丁目1番地2… 20164-42-1511
- ●旭川児童相談所

旭川市10条通11丁目 … ☎0166-23-0133